

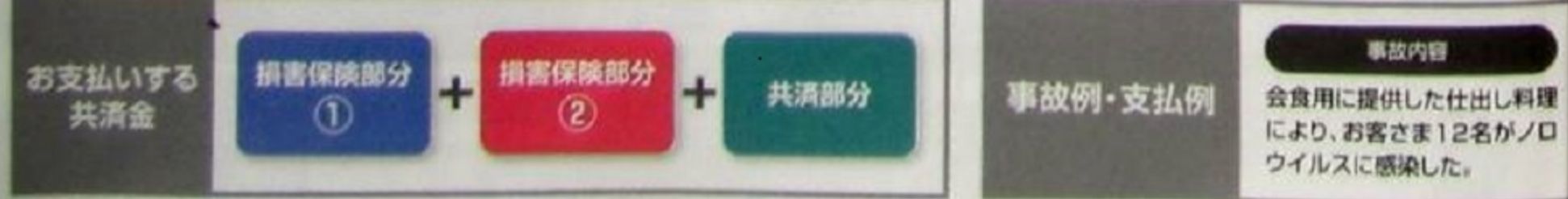
# 会員様をとりまくリスクと補償内容

## 会員様をとりまくリスク

<b>対人</b>	他人の生命や身体を害し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	<b>対物</b>	他人の財物を滅失、破損もしくは汚損し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	<b>人・物以外</b>	他人への身体障害・財物損傷以外に、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	<b>費用利益</b>	偶然な事由により被保険者が負担した費用や喪失した利益等を補償します。
<b>生産物リスク</b>	提供した飲食物に起因する事故	<b>対人</b>	提供した飲食物が原因で、お客さまに食中毒が発生した。	<b>対人</b>	提供した飲食物のアレルギー表示に不備があり、お客さまがアレルギーのショック症状により死亡した。	<b>対物</b>	提供した飲食物の容器が破損しており、内容物の漏洩によりお客さまの衣服が汚れてしまった。
<b>業務リスク</b>	業務中の事故	<b>対人</b>	業務中の事故	<b>対人</b>	施設内の管理不備による事故	<b>対物</b>	施設内の管理不備による事故
<b>施設リスク</b>	業務進行・施設に起因する事故	<b>対人</b>	出前で自転車を運転中、誤って歩行人にぶつかりケガをさせた。	<b>対物</b>	店舗で給仕中、誤ってコーヒーをこぼしてしまいお客さまの衣服を汚してしまった。	<b>対人</b>	お店の空調機や看板が落下し、お客さまにケガをさせた。
<b>NEW</b>	<b>漏水リスク</b>	<b>対人</b>	店舗内の給排水管が破裂・漏水し、雨下の家財を汚損してしまった。	<b>対物</b>	ビールサーバーの故障により、雨下の店舗の商品を汚してしまった。	<b>対人</b>	
<b>NEW</b>	<b>受託物リスク</b>	<b>対物</b>	クロークで預かったコートを誤って汚してしまった。	<b>対物</b>	手荷物を保管中、目を離した隙に盗まれた。	<b>対物</b>	振込で預かった現金が盗難に遭った。
<b>NEW</b>	<b>携帯品リスク</b>	<b>対物</b>	お客さまが店舗内で食事中に、バッグを盗まれてしまった。	<b>対物</b>	お客さまが店舗内で食事中に、下駄箱に入れた靴が盗まれてしまった。	<b>対物</b>	
<b>NEW</b>	<b>休業リスク</b>	<b>費用利益</b>	提供した飲食物が原因で食中毒や特定感染症が発生し、保健所より営業停止命令を受け、営業損失が発生した。	<b>費用利益</b>	休業補償特約 施設において「食中毒 <sup>※1</sup> 」や「特定感染症 <sup>※2</sup> 」が発生し、または「それらの疑いがあり、保健所等行政機関による施設の消毒等の処置がされ、施設の営業が休止した場合の営業損失を補償します。 ※1 食中毒については、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限り、 ※2 特定感染症とは以下に掲げるものをいいます。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する次の感染症（政府により指定することが厚生省令から公表されているものを含みます。） ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症 ⑤新感染症	<b>費用利益</b>	

※2014年7月1日の改正「保険」開始日より新たに補償の対象となります。

<b>注目!</b>	<b>注目!</b>	<b>注目!</b>	<b>注目!</b>
<b>あんしんフード君のみのワイドな補償</b>	<b>注目!</b>	<b>注目!</b>	<b>注目!</b>
<p><b>注目!</b> 消毒費用、設備交換費用等</p> <p><b>費用利益</b></p> <p><b>消毒費用</b></p> <p>施設において食中毒や特定感染症が発生した場合の消毒費用(備品の交換費用も含みます)をお支払いします。</p> <p>①施設において食中毒が発生し、保健所の指導の下消毒を行った。</p> <p>②施設内でノコウイルス食中毒が発生し、施設内の消毒とともに、空調のフィルター交換を行った。</p> <p>1事故500万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし</p>	<p><b>注目!</b> 事故調査のための費用、回収費用等</p> <p><b>費用利益</b></p> <p><b>初期対応費用</b></p> <p>損害の拡大防止・軽減のために支出した費用(事故原因調査費用、事故原因食品と同種の食品の回収費用<sup>※</sup>、取り付け費用等)をお支払いします。</p> <p>※回収費用については、食品等が原因となり、実際の身体被害が生じた場合にのみお支払いの対象となります。また、お支払いの対象となる費用は、通信費用、輸送費用、保管費用、廃棄費用、回収のために要した人件費、交通費等となります。</p> <p>①事故原因を調査するための従業員の検便を実施した。</p> <p>②販売した飲食物が原因で食中毒事故が発生し、同日同ラインで作成された商品回収を行った。</p> <p>1事故・保険期間中 1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし</p>	<p><b>注目!</b> 治療費・見舞金等</p> <p><b>費用利益</b></p> <p><b>被害者治療費等</b></p> <p>被害者が死亡・後遺障害・入院・通院された場合に加入者より被害者にお支払いされた見舞金・治療費等。</p> <p>1事故および被害者1名あたり次の金額が限度。ただし保険期間中1,000万円限度。 死亡:50万円 重度後遺障害:50万円 入院:10万円 通院:3万円 免責金額(自己負担額):なし</p>	<p><b>注目!</b> 裁判費用等</p> <p><b>費用利益</b></p> <p><b>訴訟対応費用</b></p> <p>賠償問題解決のために要した訴訟に関する必要文書作成費用、裁判のために要した従業員の残業手当等。</p> <p>1事故100万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし</p>



支払限度額	食品営業賠償共済		補償範囲	
	ワイド	レギュラー	あんしんフード君	食品営業賠償共済
<b>おすすめ</b> <b>あんしんコード君</b>				
支払限度額 (1事故・保険期間中) 1億円×ご加入口数 (1~5口)	支払限度額 (1事故・保険期間中) 5,000万円×ご加入口数 (1~5口)	支払限度額 (1事故・保険期間中) 1,000万円×ご加入口数 (1~10口)	対人 ○	対人 ○
免責金額 3,000円	免責金額 3,000円	免責金額 3,000円	対物 ○	対物 ×
支払限度額 (1事故・保険期間中) 1億円×ご加入口数 (1~10口)	支払限度額 (1事故・保険期間中) 1,000万円×ご加入口数 (1~10口)	支払限度額 (1事故・保険期間中) 100万円×ご加入口数 (1~3口)	対人 ○	対人 △
免責金額 0円 (ただし、損害額が3,000円を超える場合のみお支払いの対象となります。)	免責金額 3,000円	免責金額 3,000円	対物 ○	対物 ×
支払限度額 (1事故・保険期間中) 1,000万円 (被害者1名あたり):50万円	支払限度額 (1事故・保険期間中) 100万円×ご加入口数 (1~3口)	支払限度額 (1事故・保険期間中) 100万円×ご加入口数 (1~3口)	対人 ○	対人 △
免責金額 0円 (ただし、損害額が3,000円を超える場合のみお支払いの対象となります。)	免責金額 3,000円	免責金額 3,000円	対物 ○	対物 ×
支払限度額 (1事故・保険期間中) ご加入のセットにおける限度額(実際の年間あら利益1/12) *加入セットが年間あら利益に不足する場合、保険金・共済金が減額されますのでご注意ください。 *補償期間は15日となります。	支払限度額 (1事故・保険期間中)	支払限度額 (1事故・保険期間中)	対人 △	対人 △
免責金額 0円	免責金額 0円	免責金額 0円	対物 △	対物 △

○-基本補償(特約なしで補償) △-特約(オプション)で補償 ×-補償対象外

**食協独自!**

**共済部分:共済金**

**特別費用**

損害保険部分①でお支払いになる「法律上の損害賠償金」<sup>※1</sup>の

**10%**

(1,000万円限度)<sup>※2</sup>

見舞いに要した交通費、連絡経費、衛生教育費等にお役立てください。

※1 「飲食物自体の損害」「人格権侵害・広告宣伝活動による権利侵害」に関わる損害賠償金は除きます。

※2 2口以上ご加入の場合、限度額は「1,000万円×口数」となります。

「特別費用」は食協独自の制度です。(一般の損害保険や共済にはありません)

**食協独自!**

**総合食品賠償共済加入者特典(共済部分)**

**火災見舞金**

**最高10万円**

加入されている営業施設が不幸にして火災に遭われた場合に、見舞金をお支払いします。



当共済制度の共済部分については、平成25年1月30日付で厚生労働大臣より認可を受けた認可特定保険業者(公益社団法人日本食品衛生協会)が実施致します。

<b>お詫び広告等</b>	<b>お客さまへの代金弁償等</b>	<b>人権権侵害・広告宣伝活動による権利侵害</b>
<b>費用利益</b>	<b>対物</b>	<b>人・物以外</b>
<b>損害回復費用</b>	<b>生産物自体の損害</b>	
事故によって失った信頼を回復させるための広告宣伝活動およびコンサルタント費用。 *事故の有無に関わらず通常要する広告宣伝活動に関する費用は除きます。 ①食中毒事故を起こし、地方紙にお詫び広告を掲載した。	事故原因となった飲食物自体の損害も補償します。 ①食中毒事故が発生し、事故原因となった飲食物の代金払い戻しをお客さまより請求された。	以下の事由によって加入者が法律上の損害賠償責任を負担した場合、 ●不当な身体拘束による自由の侵害もしくは名誉毀損(き)損。 ●口頭、文書等による名誉毀損(き)損・プライバシー侵害。 ●新聞、看板等によって不特定多数の人に対して行う広告宣伝に起因する名誉毀損(き)損・プライバシーの侵害または著作権、表題もしくは標語の侵害。 ①チラシに使用した写真にお客さまが写っており、プライバシー侵害として賠償請求された。 ②チラシの絵が他社の絵に酷似しているとして賠償請求された。 人権権侵害、広告宣伝活動に起因する権利侵害それぞれについて 被害者1名あたり100万円 期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし
1事故100万円限度 保険期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし	1事故100万円限度 期間中1,000万円限度 免責金額(自己負担額):なし	

